

中途解除等の事前予告・理由開示義務

フリーランス法では、発注事業者は、**継続的業務委託**を行うフリーランスに対して**中途解除**する場合、原則、中途解除日の**30日前まで**に予告しなければなりません

フリーランスに業務委託する事業主様へ

継続的業務委託においては、途中で契約を解除する場合や当該契約終了後に更新しない場合には、例外事由に該当する場合を除いて、特定受託事業者(フリーランス)に対し、少なくとも30日前にその予告をしなければなりません。

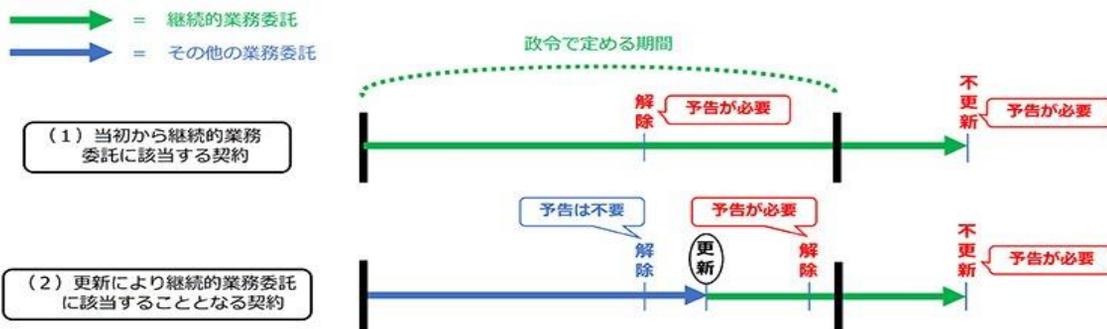
事前予告が不要となる場合(例外事由)

- ①災害その他やむを得ない事由により予告することが困難な場合
- ②フリーランスに再委託している場合で、上流の事業者の契約解除などにより直ちに解除せざるを得ない場合
- ③業務委託の期間が30日以下など短期間である場合
- ④フリーランスの責めに帰すべき事由がある場合
- ⑤基本契約がある場合で、フリーランスの事情で相当な期間、当該基本契約に基づく業務委託をしていない場合

また、予告した日から契約が満了する日までの間にフリーランスから契約の解除・不更新の理由の開示を請求された場合には、遅滞なく理由を開示する必要があります。

? 「継続的業務委託」とは？

6か月以上の期間行う業務委託(契約の更新により継続して6か月以上継続して行うものを含む)を継続的業務委託といいます。



※更新により継続的業務委託に該当することとなるため、この契約から解除・不更新の予告が必要となる。

? 事前予告や理由の開示の方法は？

事前予告・理由開示について、次の方法のいずれかにより行う必要があります。

- ①書面の交付、②ファクシミリ、③電子メール等

※電子メール等とは、電子メールの他、SMS、SNS、自社のアプリのメッセージ機能等のうち、受信者を特定して送信できるもの(不特定多数が閲覧できるブログやウェブページ等への掲載は含みません)

より詳しく知りたい方へ

奈良労働局ホームページに掲載中のテキスト「フリーランス法のあらまし」P33～P38をご参照ください。

右のテキスト表紙をクリックすると、PDF版がダウンロードできます。

